

2018年2月14日
法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会

成年被後見人等の資格制限の撤廃 課題と展望

成年後見制度利用促進委員会委員
山野目 章夫

1 高齢化と多様化を迎える社会の課題

○ 委任、組合、信託、法人などの制度の課題 普遍性を保ちつつけること
の要請

○ 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などの人々 2025年には、認知症高齢者が約700万人に上るという予測がされている。

○ 一つの例 組合員が組合代理の規律に従ってした代理行為の効果は、組合に帰属する（平成29年法律第44号による改正の後の民法102条・670条の2）。

2 本人の当然の資格制限の問題性

各制度は、性格がさまざまであるが、当然の資格制限を廃することが基本指針とされるべきである。それを直ちにすることに困難であると認められ、本人が支障なく職業を営むなど社会的な活動をすることができるよう支援する見地から、欠格規定の単純な廃止に加え、そのための関連する制度整備が必要である事項については、主務の府省において、その制度整備を必要とする理由、それを進める手順およびそれを達成して欠格規定を廃止することを見込む時期を明らかにするものとするのが相当であると考えられる。（山野目・発言・成年後見制度利用促進委員会、2017年9月27日）

3 本人に心身の故障があってはならないことの確認

○ 一つの例 組合員は、後見開始の審判がされるならば、組合を脱退する（民法679条3号）。

○ やはり行為能力が制限される未成年者は、つねに職業活動が許容される

ものではない(会社法 584 条)。

- とくに大規模な法人については、運用上特別の考慮を要する。

4 約 20 年を経た成年後見制度

○ 制度創設後の運用において認知された諸課題や社会情勢の変化の予測を踏まえ、見直しをすべき時期ではないか。

○ 成年後見人の同意権や、成年被後見人の職業許可の導入。そして、保佐人の同意事項の整理など。